

滋賀県移住ポータルサイト情報発信委託業務仕様書

1 業務名

滋賀県移住ポータルサイト情報発信委託業務

2 目的

本県を移住先として選んでもらえるよう、本県の魅力や住まい、仕事、子育てなど移住に関連する情報を効果的に発信することを目的にホームページ等の更新を行う。

3 契約期間

契約締結日から令和6年（2024年）3月15日（金）まで

4 業務内容

受託者は、以下の業務を行う。

移住者インタビューの記事追加、更新

- ・ホームページへ掲載する写真の撮影、画像・文章の作成を行い、ホームページの更新および SNS（滋賀ぐらしインスタグラム等）への投稿を行うこと。（ホームページの更新作業は、滋賀県市町振興課執務室内にて行うことを想定している。）
- ・記事内容は「移住のきっかけ」、「滋賀の魅力」、「移住前後の暮らしぶりの変化」、「移住において苦労した点」、「今後移住する方へのアドバイス」などを直接移住者から聞き取り、移住検討者に対して、本県への移住機運を高めるような内容とすること。
- ・インタビュー先は5件とし、対象となる移住者は本県へ移住された方で、様々な職種（会社員、起業者、農林水産業従事者等）、様々な年代（主に20代～40代）、様々な地域の方とする。なお、既にトップページに掲出されている過去のインタビューも考慮したうえで、内容が重複しないように候補者を提案すること。
- ・インタビュー先は、受託者の提案に基づき、滋賀県と協議して決定する。

5 納品物及び納品時期

ホームページの更新は令和6年2月9日（金）までに行うこと。

6 委託料の支払い

業務完了の報告後の検査に合格したときに、本事業の執行に要した額について精算払いする。ただし、必要に応じて委託料の一部を概算払いすることができる。

7 特記事項

- （1）仕様書の内容は、受託者と滋賀県との協議により最終的に決定する。
- （2）採用後の企画・制作等の実施にあたっては、滋賀県と十分協議を行って進めること。

- (3) 採用された企画案でも、業務の達成のために、制作過程において協議の上、内容の変更を行う場合がある。
- (4) 業務の履行に際し、他の者の著作物を利用する場合は必ず許諾を得ること。
万一、著作権上の問題が生じた場合は、滋賀県に不利益が生じないように受託者において処理すること。
- (5) 本仕様書に基づく業務に関し、第三者が権利を有する著作物（写真等）を使用する場合には、著作権、肖像権等に厳重な注意を払い、当該著作物の使用に関する費用の負担を含む一切の手続を受託者において行うこと。
- (6) 本仕様書に基づく業務に関し、第三者との間で著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合には、当該紛争等の原因が専ら滋賀県の責めに帰す場合を除き、受託者は自らの責任と負担において一切の処理を行うこと。
- (7) 本仕様書に定めのない事項または本仕様書の内容等に疑義が生じた場合には、その都度、県と受託者で協議のうえ、決定するものとする。